

総務委員会委員長報告書

令和 7 年 1 0 月 8 日

総務委員会に付託されました議案 5 件、陳情 2 件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第 2 2 号「委託先事業者（及び再委託先事業者）に対し、業務完了の確認と報告を徹底させ、1 円まで活かす市政をより忠実に実践する事を求める陳情書」について報告します。

本件は、広報ながれやま発行時に商業施設への配架を手配する場合は、委託先事業者と取り交わす仕様書に、商業施設の受け取りが確認できる物の作成、保管及び市の担当部署が提出を要求できる事を明記することを求めるものです。

初めに、当局より、

広報ながれやまは、仕様書に基づき、委託事業者と協議の上、現在市内の商業施設 2 3 カ所に月 3 回配架しています。

委託事業者は、新聞折込等依頼書により各新聞専売所へ新聞折込及び商業施設への配架を依頼し、配架完了後は、各新聞専売所から完了印が押印された依頼書をもって、委託事業者から市に報告があります。

市は委託事業者からの報告に基づき検収を行っており、本契約は適切に履行されていると考えています。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

本陳情は、委託先の広告代理店が「広報ながれやま」を実際には商業施設に届けていないにもかかわらず、市当局には届けたと報告をして、委託料を不正に受け取っている可能性があるというものだと思うが、「複数の商業施設で配架が確認できなかった」「何度も商業施設の従業員に広報が届いていないことを確認している」ということだけを根拠に、虚偽の報告がまかり通っている可能性があるという主張することは、困難だと思う。虚偽の報告、委託料の不正取得の可能性を示すには、もっと確かで厳密な根拠が必要である。また、陳情者の確信のみから、「商業施設の受け取りが確認できるものの作成と保管を明記する」「その書類などを当局に提出することを要求できる」といったことを仕様書に明記することは、困難である

と判断する。

2 不採択の立場で討論する。

市が委託している事業者が開拓し、「広報ながれやま」を配架している事業者との関係に、より厳密な作業を求めたいという陳情者の気持ちは理解する。また、委託事業者や配架に協力いただいている事業者からも同様の依頼があるならば実現可能と思うが、陳情が求める義務的業務がより作業を複雑化し、職員の異動等に伴う引継ぎ事項など業務量の増加を招くことになる。また配架先の御厚意により実現している配架にもかかわらず、陳情どおりのことを進めれば、配架の有無や残部を配架先が点検し、市や委託先へ連絡する業務も発生しかねない。

がありました。

採決の結果、0対6をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第23号「2025年7月執行参議院議員選挙における選挙公報（千葉県選挙区・全国比例）折込業務委託の実態を正確に認識し、今後の手配において1円まで活かす市政を忠実に実践する事を求める陳情書」について報告します。

本件は、選挙公報折込業務委託手数料の基となる部数について、「折込定数」ではなく「発証数」に基づく部数で対応すること及び7月12日朝刊折込業務完了後に、一部の販売店で選挙公報が大量に余り、廃棄予定として山積みとなっていた件について、委託先事業者に調査を要求することを求めるものです。

初めに、当局より、

選挙公報については、指定する新聞朝刊への選挙公報の折り込み及び商業施設への配架を委託しています。

先の参議院議員通常選挙では、広報ながれやまの新聞折込実績等を考慮した部数を、風雨等による汚損などを想定し、予備を含めて委託者に引き渡しています。

委託契約の仕様書に基づき、委託者から選挙公報を折り込んだ部数の報告を受けており、適切に履行されていると認識しております。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

陳情項目1については、「折込定数」ではなく「発証数」に基づく対応を求めているものであり、難しい要求ではなく、支持できるが、陳情項目2については、「選挙広報が大量に余り、廃棄予定として、山積みになっ

ていた」ことを事実として認定するのが前提になるので、この場でその可否を判断することは難しいと考える。資料には「松戸市」と書かれたチラシの束の写真が写されていたが、それをもって流山市内に配布されるべき選挙公報が、「大量に余り、廃棄予定として、山積みになっていた」と、即断することも難しいと考える。陳情者が事業者に要求すべきだとして市に求めている「何部余ったのか、なぜ大量に余ったのか、大量に余ることが事前に予想できなかったのか」などは、「大量に余っていた」「廃棄予定されていた」「山積みになっていた」ことを事実として認める上で初めて可能になる要求であり、この場でこれを是とすることも困難である。もしこれが事実として認められるのなら、直ちに住民監査請求や住民訴訟が起こされても良い話であり、それだけではなく「虚偽の折込・配達部数の報告に基づく公金の不正取得」として一市民の立場から刑事告発さえ可能な話となる。つまり陳情で済む話ではないだろうとも言える。

2 不採択の立場で討論する。

陳情項目1については、新聞社と販売店の関係や、販売店の経営に関わる内容が含まれており、第三者が口を挟むことではないと考える。

陳情項目2については、担当課は委託先等へ聞き取りを行っており、その結果から再調査は必要なしとのことであった。そうなれば、市選挙管理委員会は陳情者に説明責任を果たすことが必要と考える。

がありました。

採決の結果、0対6をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第60号「令和7年度流山市一般会計補正予算（第3号）」について報告します。

本案は、歳入では、令和6年度決算の確定に伴い繰越金を追加するほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加するなどの補正を行い、歳出では、プレミアム付デジタル商品券事業に必要な経費、脱炭素重点対策事業の太陽光発電設備導入等に係る補助金など、所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ4億2,152万円を増額し、補正後の予算総額を867億8,902万円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

本案で特に注目すべき点は、国が推進するGIGAスクール構想のさらなる展開に関する経費である。児童生徒一人一台の端末整備は既に一定の段階まで進んでいるが、真に効果を発揮するためには、機器の更新やネットワーク環境の整備、さらには教職員の研修や教材の充実など、多角的な

支援が不可欠である。今回計上された補正予算は、まさにそうした基盤を整え、ICT教育を一層進展させるための重要な一步となるものであると考える。こどもたちが自ら学び、探求し、将来の社会に必要とされるデジタルスキルを培うことは、学力向上にとどまらず、本市の人材育成や地域の活力に直結すると考える。教育の機会均等を実現し、すべてのこどもが時代の変化に対応できる力を身につけられるようにする点で、本事業の意義は極めて大きいものである。

次に、脱炭素重点対策事業については、地球温暖化の進行は待ったなしの課題であり、国や自治体が連携して具体的行動をとることが強く求められており、本市においても、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの積極的な活用を推進することは、単に環境負荷を軽減するだけではなく、公共施設の運営経費削減を通じて市民全体の負担軽減につながる。さらに、市民や事業者に対して環境意識を高める効果も大きく、地域全体で持続可能な社会を築いていく原動力となる。特に次世代を担うこどもたちにとって、環境に優しいまちに暮らすことは大きな誇りとなり、地域愛を育む契機ともなると考える。

以上、教育分野においては未来を拓く人材育成の基盤を整備し、環境分野においては持続可能なまちづくりを力強く進めることができる本補正予算は、市民の福祉向上に資するものであり、将来を見据えた的確な施策であると確信している。

2 1点指摘と要望をし、賛成の立場で討論する。

プレミアム付デジタル商品券事業は、商品券の5千円を支払うことが困難な市民もいることへの配慮が欠けていることを指摘せざるを得ない。答弁では、他の自治体では1万円券が多いとのことであったが、それは5千円券が負担として大きくないことを意味しない。また、デジタル機器に不慣れな市民のことを考慮すれば、紙の商品券との併用も、コストなどを理由にして排除すべきではない。この点を補うような施策を併せて講じることを強く要望する。しかし、本案には、通学路の合同点検等に基づく対策要望箇所の工事に向けての取組、チャレンジオフィスながれやまの機能を強化し事業の意義を高めるための職員予算の追加、物価高騰に対応するための子ども食堂やフードバンクへの経費補助、流山北小学校のエレベーター設置に向けた取組など、市民が求めてきた事業への手当てもなされている点を鑑みて賛成とする。

3 賛成の立場で討論する。

本補正予算は、物価高騰という市民生活に直結する課題に対し、迅速か

つ的確な支援を講じるものであり、特に子ども食堂やフードバンクへの支援は、地域のつながりとこどもたちの健やかな成長を支える重要な施策である。

また、省エネ家電の買い替え促進は、環境保全と家計支援の両面に資するものであり、持続可能なまちづくりの一環として評価できる。

プレミアム付デジタル商品券事業についても、地域経済の活性化と市民の購買力支援を両立させる施策であり、加盟店支援や高齢者対応など、きめ細かな配慮がなされている点を高く評価する。

さらに、水路浚渫や小学校のバリアフリー改修といったインフラ整備は、安全・安心な暮らしの基盤を支えるものであり、地域の声を反映した予算措置と受け止めている。

4 1点指摘し、反対の立場で討論する。

本補正予算は、通学路の交通安全施策、障害者の就労支援、フードバンクへの支援、省エネ家電買い替え促進補助金、脱炭素重点対策事業、プレミアム付デジタル商品券事業など、市民要望が詰まった市民生活を支える上で喜ばれるものになっているが、残念ながら1点見逃せない点がある。流山おおたかの森駅周辺まちなみづくり事業における、流山おおたかの森駅前センター地区道路測量業務委託料である。市民が要望した訳でもなく、近隣の交通渋滞を招くものであり、早急の事業でもない。今、物価高騰で生活苦に陥っている市民生活を考えれば、このような施策に税金を投入して良い訳がない。2工区工事はすぐにでも撤回することを指摘する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第79号「流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、建築基準法施行令の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第61号「流山市職員旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について」及び議案第62号「流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」の以上2件は関連があることから、一括して審査しました。

一括審査した議案2件については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、職員の旅費の取扱いを改めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第61号、及び議案第62号の以上2件は、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第63号「工事請負契約の締結について（流山市立おおぐろの森小学校校舎増築等工事（建築工事）」について報告します。

本案は、流山市立おおぐろの森小学校校舎増築等工事（建築工事）に係る工事請負契約を締結するものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

本案は、急増する児童数に対応し、教育環境の質を確保するための校舎増築工事を進めるものであり、流山市の未来を担うこどもたちの健やかな成長を支える重要な施策であると認識している。

特に、バリアフリー設計や省エネ・防災への配慮がなされている点も評価する。入札の透明性、契約金額の妥当性、教育現場への影響への配慮など、行政としての説明責任も果たしており、市民の理解と信頼を得られる内容であると判断する。

今後も、工事の安全管理と工程の適正な進行を強く求めるとともに、完成後の施設が地域に開かれた学びの場として活用されることを期待する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

以上